

解答解説

# 2024後期・社福国試対策

社会学と社会システム、社会福祉の原理と政策

／＼ 社会問題について述べた次の文のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

1. 現在の社会問題の認識は社会構築主義的に認識されている。
2. 現在、社会問題は社会病理学的認識に基づいて行われている。
3. 1930年代のアメリカの都市問題は、ラベリング論的把握から認識されていた。
4. ラベリング理論は下位文化の学習の結果として社会化論が認識の土台にある。
5. 社会問題は、「身分制社会」である前近代から認識されていた。

【正答】 1

1. 適切。現在、社会問題は社会的に構築されること、つまり、人びとにある事象が社会問題と認識されることで、社会問題として成り立っていると認識されている。（『社会福祉士シリーズ3社会理論と社会システム 第3版』弘文堂（2018年）P223参照）
2. 適切でない。社会病理学的認識は、1890年代から20世紀初頭の議論である。（『社会福祉士シリーズ3社会理論と社会システム 第3版』弘文堂（2018年）P219参照）
3. 適切でない。シカゴ学派に代表されるアメリカの都市問題は、社会解体論として位置づけられる。また、下位文化学習論とも関連性が強い。（『社会福祉士シリーズ3社会理論と社会システム 第3版』弘文堂（2018年）P220参照）
4. 適切でない。ラベリング論は社会的逸脱論に位置づけられる。（『社会福祉士シリーズ3社会理論と社会システム 第3版』弘文堂（2018年）P221参照）
5. 適切でない。「身分制社会」においては固定関係であるから、問題とされる事象があったとしても「運命的必然」として、問題として認識されなかった。（『社会福祉士シリーズ3社会理論と社会システム 第3版』弘文堂（2018年）P218参照）

✓ 近代社会以降の組織について述べた次の文のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

1. M. ウェーバー (Weber, M.) は、近代社会の官僚制を伝統的支配と合法的支配の入り交じったものであると指摘した。
2. ボールディング (Boulding, K. E.) は、組織人を全人格的に組織にコミットし、集団への同一化を願望する存在として捉えた。
3. ホワイト (Whyte, W. H.) は、現代社会に生きる人びとの行動が組織の原理に支配されることを指摘した。
4. M. ウェーバー (Weber, M.) は、現代社会における官僚制組織においては、属人的に決定されることが否定されると指摘した。
5. リプスキー (Lipsky, M.) は、現場の声を吸い上げて、政策を企画立案する行政機関の官僚をストリート・レベルの官僚とした。

【正答】 4

1. 適切でない。ウェーバーは設問文のような官僚制組織を「家産官僚制」として前近代的であるとした。近代社会においては合法的支配に基づく「近代官僚制」が主軸となると指摘した。（『社会福祉士シリーズ3社会理論と社会システム 第3版』弘文堂（2018年）P94～99参照）
2. 適切でない。設問文の指摘を行ったのはホワイトの『オーガニゼーション・マン』である。（『社会福祉士シリーズ3社会理論と社会システム 第3版』弘文堂（2018年）P94～99参照）
3. 適切でない。設問文の指摘を行ったのは、ボールディングの『組織革命』である。（『社会福祉士シリーズ3社会理論と社会システム 第3版』弘文堂（2018年）P94～99参照）
4. 適切。ウェーバーは、規則が制定されると、あらゆる人、そして、場面において、等しく形式的に適用されることで、支配者による恣意的決定や運用が排されるとした。これを形式合理性とした。（『社会福祉士シリーズ3社会理論と社会システム 第3版』弘文堂（2018年）P94～99参照）
5. 適切でない。ストリート・レベルの官僚とは、政策執行の局面において、市民との対面的相互行為を通じて、現場で権力を行使していく行政のもっとも末端的存在に位置づけられるものである。教員・ソーシャルワーカー・窓口対応の公務員・警官などが該当する。（『社会福祉士シリーズ3社会理論と社会システム 第3版』弘文堂（2018年）P94～99参照）

ノ丁 社会的行為と合理性について述べた次の文のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

1. オルソン (Olson Jr., Mancur.) は、選択的誘因を導入することがフリーライダーを誘発させる要因であるとした。
2. マートン (Merton, R. K.) は、言説の正誤に関係なく、言説が現実化していくことを「予言の自己成就」とした。
3. ハーディン (Hardin, G.) の「共有地 (コモンズ) の悲劇」概念は、地域社会における共有資源の管理の実態を捉えると有効性を持たないことも多い。
4. 「囚人のジレンマ」とは、多くの囚人がいる刑務所では共通の規範が成立しないため、秩序が成立しにくい状況を指し示す概念である。
5. M. ウェーバー (Weber, M.) は、合理性とは、行為が目的達成に適合的であることを志向する目的合理的なもののみであるとした。

【正答】 3

1. 適切でない。選択的誘因の導入がフリーライダーの誘発を防ぐとした。しかし、選択的誘因の導入に限界があることも、他の学者から指摘されている。（『社会福祉士シリーズ3社会理論と社会システム 第3版』弘文堂（2018年）P30参照）
2. 適切でない。「予言の自己成就」は、誤った言説が人びとの間を流通することで真実味を帯び、現実化し、実体化することをいう。（『社会福祉士シリーズ3社会理論と社会システム 第3版』弘文堂（2018年）P31参照）
3. 適切。ハーディンの議論は、環境社会学の領域で、地域資源の共同管理の実態を示すことで、多くの反証事例を得ている。（『社会福祉士シリーズ3社会理論と社会システム 第3版』弘文堂（2018年）P30, 201参照）
4. 適切でない。「囚人のジレンマ」とは1対1の関係で成り立つ議論である。（『社会福祉士シリーズ3社会理論と社会システム 第3版』弘文堂（2018年）P29参照）
5. 適切でない。ウェーバーは、合理性を「目的合理性」と「価値合理性」の2つに分けて、社会的行為を分析した。（『社会福祉士シリーズ3社会理論と社会システム 第3版』弘文堂（2018年）P22参照）

16 社会移動について述べた次の文のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

1. 社会移動とは、就職・勤務先の都合や進学のために、居住地を変更することを言う。
2. 社会移動では、親子間での社会階層の相違が生じることを測定の射程としている。
3. 炭鉱の閉山により、他職種に転職した場合、純粋移動に位置づけることができる。
4. 進学において、卒業生の子弟が優位になるように入学基準を設定することは庇護移動になり得る。
5. 2000年代の社会移動は、1900年代後半に比べて、競争移動の傾向が強くなっている。

【正答】 4

1. 適切でない。社会的地位の移動を「社会移動」とするので、職業移動を念頭に置くことが一般的である。（『社会福祉士シリーズ3社会理論と社会システム 第3版』弘文堂（2018年）P110～111参照）
2. 適切でない。社会移動は個人の生涯の中で階層移動が生じる「世代内移動」と親子間で階層移動が生じる「世代間移動」がある。（『社会福祉士シリーズ3社会理論と社会システム 第3版』弘文堂（2018年）P110～111参照）
3. 適切でない。職業構造や産業構造の変化のために階層移動を余儀なくされたものは「強制移動」とされる。「純粋移動」とは移動機会の大きさや社会の開放性による移動のことである。（『社会福祉士シリーズ3社会理論と社会システム 第3版』弘文堂（2018年）P110～111参照）
4. 適切。「庇護移動」とは、既成エリートによって、エリートの基準が決定され、その基準に適合するものが選抜され、将来のエリート候補として育成することを是とする規範に基づく移動である。（『社会福祉士シリーズ3社会理論と社会システム 第3版』弘文堂（2018年）P110～111参照）
5. 適切でない。社会階層の固定化が生じているということが、SSM調査からも明らかになっている。「競争移動」とは、競争に参加する者全員が同一条件で競争を始めるものである。（『社会福祉士シリーズ3社会理論と社会システム 第3版』弘文堂（2018年）P110～118参照）

17 集団について述べた次の文のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

1. テンニース (Tönnies, F.) は、近代社会における集団のあり方をゲゼルシャフトからグマインシャフトへと変化していくと指摘した。
2. マッキーバー (Maciver, R. M.) は、家族を血縁に基づく共同生活を秩序立て維持するための機関として捉え、アソシエーションとしている。
3. クーリー (Cooley, C. H.) は、ある目的や利害関係に基づいて、人為的に組織された集団を第二次集団であると定義した。
4. フォーマルグループ（公式集団）は、自然発生的に形成され、顔と顔がわかる関係による成員間の親密性によって成り立っていくものである。
5. 準拠集団と所属集団は一致していることが望ましいとされ、両者が一致していない場合、社会的不適応とされることが多い。

【正答】2

1. 適切でない。テンニースはグマインシャフトからゲゼルシャフトへ変化していくと指摘した。（『社会福祉士シリーズ3社会理論と社会システム 第3版』弘文堂（2018年）P41参照）
2. 適切。マッキーバーは家族をアソシエーションと位置づけた。ただし、テンニースは、家族をゲマインシャフトに位置づけたことに注意すること。両者の違いは、家族の捉え方の違いである。（『社会福祉士シリーズ3社会理論と社会システム 第3版』弘文堂（2018年）P40, 43参照）
3. 適切でない。クーリーは第一次集団にのみ言及している。（『社会福祉士シリーズ3社会理論と社会システム 第3版』弘文堂（2018年）P41参照）
4. 適切でない。設問の規定はインフォーマルグループ（非公式集団）についてのものである。（『社会福祉士シリーズ3社会理論と社会システム 第3版』弘文堂（2018年）P45参照）
5. 適切でない。準拠集団と所属集団は一致することもあれば一致しないこともある。また、両者の一致と社会的適応の関係は皆無である。（『社会福祉士シリーズ3社会理論と社会システム 第3版』弘文堂（2018年）P46参照）

18 家族について述べた次の文のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

1. 現行民法においては、親族とは3親等以内の血族・配偶者・3親等以内の姻族である。
2. 世帯には親族以外の構成員が含まれることがある。
3. 現在の民法においては直系家族制を探っている。
4. 現在の日本では、労働力率から見ると、男女差は解消されたと見ることができる。
5. 少子化の結果、日本では子どもを育てる期間は大きく減少した。

【正答】2

1. 適切でない。現行民法においては、親族とは6親等以内の血族・配偶者・3親等以内の姻族である。（『社会福祉士シリーズ3社会理論と社会システム 第3版』弘文堂（2018年）P51参照）
2. 適切。「世帯」は消費生活の単位であり、生計と居住を共にする集団である。もちろん、一人で生活する単独世帯も存在する。また、住み込みの従業員といった非親族も世帯構成員になり得る。（『社会福祉士シリーズ3社会理論と社会システム 第3版』弘文堂（2018年）P51参照）
3. 適切でない。現在の民法においては夫婦家族制を探っている。（『社会福祉士シリーズ3社会理論と社会システム 第3版』弘文堂（2018年）P52参照）
4. 適切でない。M字型労働曲線と言われるもののが台形に近づいてはいるが、依然として、一定年齢で大きく下がる図式は存在している。（『社会福祉士シリーズ3社会理論と社会システム 第3版』弘文堂（2018年）P145～146参照）
5. 適切でない。少子化で出産期間は減少したが、高学歴によって子育て期間は大きく変化していない。また、合計特殊出生率の低下は顕著であるが、完結出生児数でみると変化は大きくないことには留意する必要がある。（『社会福祉士シリーズ3社会理論と社会システム 第3版』弘文堂（2018年）P135～137参照）

19 エスピング・アンデルセン (Esping-Andersen, G.) の「福祉レジーム」理論に関する記述として、正しいものを1つ選びなさい。

1. 脱商品化が進んだ社会は、障害があっても高齢になってしまっても、普通の生活ができる社会といえる。
2. 脱家族化が進んだ社会は、世帯規模の縮小が進んで介護力が低下した社会といえる。
3. 自由主義レジームの国では、政府の役割が大きい。
4. 社会民主主義レジームの国では、家族や職域の役割が大きい。
5. 保守主義レジームの国では、市場の役割が大きい。

【正答】1

1. 正しい。脱商品化とは、労働市場への参加がなくても福祉制度の充実を通じて、金銭的な人間関係をどこまで修正できるかを示そうとする指標である。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P306参照）
2. 誤り。脱家族化とは、政府や市場の動きを通じて、育児や介護などの家庭の責任をどの程度まで緩和できるかという考え方であり、ホームヘルプサービスや保育所の利用率などが指標に用いられる。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P307～308参照）
3. 誤り。自由主義レジームでは市場の役割が大きく、福祉サービスや社会政策が例外的なものとして選別主義的に提供される。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P19参照）
4. 誤り。社会民主主義レジームのもとでは、福祉サービスが非常に普遍的なものとして提供され、政府の影響が大きい。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P19参照）
5. 誤り。保守主義レジームは自由主義レジームと社会民主主義レジームの中間に位置付けられ、家族や職域の役割が大きく、人々の現役時代の階層構造を再生産するという機能も果たしている。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P19参照）

20 我が国の救貧制度の歴史に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 1791（寛政3）年に松平定信が院外救済制度として設けた七分積み金制度の積立金は、明治維新後に設立された人足寄せ場の運営資金の一部として活用された。
2. 1874（明治7）年には、第1回帝国議会において窮民救助法案が成立した。
3. 軍事救護法（1917（大正6）年）は、民間人も救護対象としていた。
4. 救護法（1929（昭和4）年）は、労働能力のある貧民も救護対象としていた。
5. 旧生活保護法（1946（昭和21）年）は、最低生活を無差別平等に保護する「一般扶助主義」の規定であった。

【正答】 5

1. 誤り。七分積み金制度の積立金は、明治維新後に東京府に引き継がれ、窮民救済施設（のちの「東京養育院」）の運営資金の一部として活用された。「人足寄せ場」とは、石川島の沼地を埋め立て、1790（寛政2）年に設立された無宿人や刑余者を使役するための施設である。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P99～100参照）
2. 誤り。窮民救助法案は、災厄のため自活不能となった労働能力ある窮民も対象とし、市町村の救済義務を認めた進歩的なものだったが、1890（明治23）年の第一回帝国議会において最終的には廃案となった。1874（明治7）年には日本で初めて成立した貧困者に対する一般救済法として、恤救（じゅっきゅう）規則（きそく）が制定された。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P100参照）
3. 誤り。軍事救護法は一般人を救護対象とはしておらず、軍人本位の施策として富国強兵を強調するためのものであった。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P103参照）
4. 誤り。救護法（1929（昭和4）年）は、救護の対象から労働能力のある貧民を排除していた。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P105参照）
5. 正しい。「社会救済に関する覚書」に従って制定された旧生活保護法は、「生活の保護を要する者」という单一の理由で、最低生活を無差別平等に保護する「一般扶助主義」の規定であった。しかしながら、怠惰者や素行不良者を保護の対象外とする欠格条項、公私分離に抵触する補助機関としての民生委員の規定、保護請求権や不服申立権の否定など改善すべき点が残されていた。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P109参照）

2/ イギリスの社会福祉の歴史に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 1601年のエリザベス救貧法は、ロンドン市内の貧民を対象として救済を行った。
2. 慈善組織協会（COS, 1869年設立）は、無差別な施与を主張し、その結果、救済の漏救や濫救が広がった。
3. 1884年、ロンドン東地区に、バーネット（Barnett, S.）が世界で初めてのセツルメントハウスとしてトイ・シビール・ホールを創設した。
4. シーボーム報告では、「ゆりかごから墓場まで」というスローガンで、第二次世界大戦後の新しい生活保障の体系を打ち出した。
5. ベヴァリッジ報告では、それまで児童、高齢者、心身障害者等の専門別に分化されていた福祉行政の一元化を目指すことを提案した。

【正答】3

1. 誤り。エリザベス救貧法は、世界で初めて、国家単位で救貧政策を行った点で、社会福祉制度の期限といわれ、現在の公的扶助の原点となっている。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P315参照）
2. 誤り。慈善組織協会は無差別な施与による救済の漏救や濫救を防止するために、慈善団体間の調整を図ったが、科学的慈善として友愛訪問などを取り入れた。（『新・社会福祉士養成講座⑨地域福祉の理論と方法 第3版』中央法規出版（2015年）P2参照）
3. 正しい。このセツルメントでは、大学教授や学生社会事業家が集まり、バーネットの指導のもとで、社会教育、医療活動、などの地域の改良活動を行った。（『新・社会福祉士養成講座⑨地域福祉の理論と方法 第3版』中央法規出版（2015年）P2参照）
4. 誤り。本肢はベヴァリッジ報告の説明である。シーボーム報告では、それまで児童、高齢者、心身障害者等の専門別に分化されていた福祉行政の一元化を提案し、コミュニティ指向のアプローチと市民参加の促進を目指した。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P315参照）
5. 誤り。本肢はシーボーム報告の説明である。ベヴァリッジ報告では「ゆりかごから墓場まで」というスローガンで、第二次世界大戦後の新しい生活保障の体系を打ち出し、各国の社会保障制度に大きな影響を与えた。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P315参照）

22 人権と福祉政策に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 近年の経済的・社会的変動により、人々が直面するバルネラビリティの問題が明確でわかりやすいものとなってきた。
2. 近年、「社会的排除」という言葉が「貧困」と同義語として用いられるようになった。
3. 2005（平成17）年に成立した高齢者虐待防止法（高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律）では、虐待防止、被虐待高齢者の保護、適切な擁護者に対する支援について、都道府県が責任をもつとしている。
4. 児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）の2007（平成19）年の改正では、指導に従わない保護者に対する措置の明確化がなされた。
5. 2013（平成25）年6月に成立した障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）では、障害者に対する合理的配慮を努力義務とした。

【正答】4

1. 誤り。社会生活上のスキルの不足や、今日のテクノロジーとの関係でみられるバルネラビリティの問題など、必ずしも見た目ですぐわかるわけではない新たなバルネラビリティの要因が生じており、人々が直面するバルネラビリティの問題はこれまで以上に複雑で多岐にわたるものとなっている。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P205参照）
2. 誤り。貧困問題が社会的排除において問題の一つの軸をなしていることは確かだが、それ以上の意味がそこには含まれておらず、同義語とは言えない。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P205参照）
3. 誤り。都道府県ではなく、市区町村が責任をもつとしている。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P142参照）
4. 正しい。併せて、児童の安全確認等のための立ち入り調査等の強化、保護者に対する面会・通信等の制限の強化等が位置付けられた。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P143参照）
5. 誤り。同法では、障害者に対する合理的配慮の不提供の禁止等を定めた。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P145参照）

ニーズや資源に関する次の記述のうち、適切なものを1つ選びなさい。

1. 「必要」の根拠が主観的なものであるのに対し、「需要」の根拠は客観的なものである。
2. 必要と需要が一致しない理由の一つに情報不足という問題がある。
3. ブラッド・ショー (Bradshaw, J.) の分類によると「表出されたニード (expressed need)」は客観的なニードにあたる。
4. クライエントのニーズは、「非貨幣的ニーズ」から「貨幣的ニーズ」に重点が変化してきている。
5. 「用具」とは、ニーズの充足にとって直接役立つ資源である。

【正答】 2

1. 適切でない。「必要」の根拠が客観的なものであるのに対して、「需要」の根拠は主観的なものである。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P161～162参照）
2. 適切。人は、時として正しい知識が欠けているために、自分が必要とするものを認識できないことがある。一方で、正しい知識がないために、必要でないものを求めてしまうことがある。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P168参照）
3. 適切でない。「表出されたニード」と「感じ取られたニード (felt need)」は主観的なニードにあたる。ブラッド・ショーの4つのニードの分類のうち、客観的なニードにあたるのは「規範的ニード (normative need)」と「比較ニード (comparative need)」の2つである。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P172参照）
4. 適切でない。クライエントのニーズが現金給付でなされる「貨幣的ニーズ」から、より高次な金銭以外のニーズである「非貨幣的ニーズ」に重点が変化してきたといわれている。（『新・社会福祉士養成講座⑦相談援助の理論と方法 I 第3版』中央法規出版（2019年）P36参照）
5. 適切でない。用具とは、ニーズの充足にとって間接的に役立つ資源で、所得保障政策による現金給付やその他の社会サービスにおける利用券 (voucher : バウチャー) はそれにあたる。ニーズの充足にとって直接役立つ資源は「報酬」である。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P176～177参照）

24 社会政策・福祉政策に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 我が国では近年、所得を伴わないアンペイド・ワーク (unpaidwork: 無償労働) が問題化され、これを無くしていくことが重要な政策課題になっている。
2. 児童手当などの社会手当は、特別な必要が生じた場合に雇用保険財源から給付が行われる。
3. 「貧困の罠」とは、「公的扶助はステigmaを生むため所得保障の効果を上げることができない」という考え方である。
4. 現代社会では、労働政策のなかでも雇用労働に関する政策が重要となっている。
5. 所得保障のためには、通常、社会保険・社会手当・公的扶助などの手段を用いた現物給付が行われる。

【正答】4

1. 誤り。家事やケアに関する仕事は無給であるが、そのようなアンペイド・ワークがあつて初めて有給の仕事も安心して行うことができ、このような雇用労働以外の仕事についても社会的に評価していくことが必要となってきた。しかし、これを無くしていくことが、我が国の重要な政策課題になっているわけではない。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P88参照）
2. 誤り。社会手当は一般財源から給付が行われる。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P88参照）
3. 誤り。貧困の罠とは「働くよりも給付を受け取った方が得になる」といった考え方である（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P88参照）
4. 正しい。現代社会では就業者の大部分が雇用者となっており、労働政策のなかでも雇用労働に関する政策が重要となっている。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P87参照）
5. 誤り。所得保障のためには、通常、社会保険・社会手当・公的扶助などの手段を用いた現金給付が行われる。『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P88参照）

25 行政の管理に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. NPM (New Public Management : ニュー・パブリック・マネジメント) とは、行政の施設の管理を民間事業者に委託することである。
2. PFI (Private Finance Initiative) とは、民間資金による公共施設の整備のことである。
3. アカウンタビリティ (accountability) とは、国民や利用者による説明責任のことである。
4. 指定管理者制度とは、行政管理に民間企業の経営手法を用いることである。
5. 市町村地域福祉計画の策定においては、住民や社会活動を行うものの参加を義務としている。

【正答】 2

1. 誤り。ニュー・パブリック・マネジメントとは、行政管理に民間企業の経営手法を用いることである。  
『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉第4版』中央法規出版（2019年）P200参照
2. 正しい。プライベート・ファイナンス・イニシアティブとは、民間資金による公共施設の整備のことである。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P200参照）
3. 誤り。アカウンタビリティとは、国や地方行政、経営者などによる、国民や住民、株主、スポンサー、顧客などの利害関係者（ステークホルダー）に対する説明責任のことである。会計（accounting）と責任（responsibility）を掛け合わせ、アカウンタビリティと呼ばれるようになった。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P200参照）
4. 誤り。指定管理者制度とは、行政の施設の管理を民間事業者に委託することである。（『新・社会福祉士養成講座⑩福祉行財政と福祉計画 第5版』中央法規出版（2019年）P39参照）
5. 誤り。市町村地域福祉計画の策定においては、住民や社会活動を行うものの参加を努力義務としている。  
（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P199参照）

26 福祉サービス提供・利用過程に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 福祉サービスの提供にあたっては、契約方式に比べて措置法式の方が利用者にスティグマ (stigma) を感じさせることが少ない。
2. 福祉サービスに関する情報が普及してきた現在では、福祉サービスの必要性が生じた時点で、情報収集が行われている場合が多い。
3. 福祉サービスに対するニーズは顕在化しやすい側面がある。
4. 福祉サービスは提供者から利用者に直接提供されるため、利用者の主観的な評価の結果と提供組織の側の客観的・専門的効果測定による評価結果はほとんど一致する。
5. 福祉サービスでは、すべてのニーズに対して制度化されたサービスで対応することは困難である。

【正答】5

1. 誤り。福祉サービスの提供にあたっては、措置法式に比べて契約方式の方が権利性が明確であり、利用者にスティグマ (stigma) を感じさせることが少ない。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P270参照）
2. 誤り。「情報の非対称性（商品やサービスの売り手と買い手の間等で保有する情報に格差があること）」の問題などもあり、福祉サービスの利用にかかる情報の収集は、福祉サービスが必要であると自覚されて初めて開始されることになることが多い。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P272参照）
3. 誤り。福祉サービスを必要とする事態を招くことは、利用者にとって喜ばしいことではなく、そのような現実を否定したくなる感情が生まれることも少なくない。また、認知症を患った場合のように、自らに起きている事態を自覚し得ない場合もあり、福祉サービスに対するニーズは顕在化しにくい側面がある。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P271参照）
4. 誤り。利用者が自分の利用したサービスと他の人が利用したサービスとを比較することはできず、また、心身機能の低下によって改善の幅に限界がある利用者もいるため、「この福祉サービスを利用してよかつたか」という主観的な評価の結果と提供組織の側の評価結果とは必ずしも一致するわけではない。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P272参照）
5. 正しい。制度としてのサービスは、個々人の持つニーズを集合論的にとらえ、それへの対応の必要が社会的に承認されて初めて誕生するため、地域で生活する個々人の多様なニーズに対応することには限界がある。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P273参照）

→ 保健医療と福祉政策に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 我が国の医療政策の特徴のひとつに、高医療費政策であることがあげられる。
2. 我が国では、国民皆保険のもと、混合診療を原則禁止している。
3. 我が国で現在、推し進められている医療システムは、これまでの地域完結型医療に対して病院完結型医療と呼ばれている。
4. 公衆衛生では、従来の健康診断・がん検診などによる早期発見・早期治療を目的とした二次予防中心の対応から、後遺症や再発を予防する三次予防にその重点を移しつつある。
5. 近年では、薬剤使用について先発医薬品の使用が奨励されてきている。

【正答】 2

1. 誤り。我が国では自由開業医制を基本としており、民間病院や開業医などの私的医療機関が医療費の大部分を担い、国家の医療費支出は最小限に抑えられる低医療費政策がとられている。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P209参照）
2. 正しい。我が国は国民皆保険のもと混合診療を原則禁止して、すべての国民に対する公正な医療保障を目指してきた。（新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P209参照）
3. 誤り。我が国で現在、推し進められている医療システムは、従来の一医療機関で治療を完結していた病院完結型医療に対して、住み慣れた地域や自宅での生活のための医療・看護・リハビリテーションを提供する地域完結型医療と呼ばれている。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P210参照）
4. 誤り。公衆衛生では、従来の健康診断・がん検診などによる早期発見・早期治療を目的とした二次予防中心の対応から、一次予防としての健康増進にその重点を移しつつあり、受動喫煙の防止、生活習慣病の予防対策などを定めた健康増進法が2002（平成14）年に法制化された。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P211参照）
5. 誤り。近年では、一般的に薬価が低い後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用が奨励されている。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P211参照）